平成24年5月29日

総務大臣 川端 達夫殿

情報通信行政·郵政行政審議会 会 長 高 橋 温

答 申 書

平成24年3月29日付け諮問第3042号をもって諮問された事案について、審議の結果、 下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信番号規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信番号規則の一部を改正する省令案に対する意見及びこれに対する考え方

意見	考 え 方
意見1 省令案に賛同。また、間接接続を行う電気通信事業者に対して、「事業用電気	
通信設備の自己確認」を要件とすることは妥当。	
1. はじめに	今回の改正省令案に賛同される御意見として承ります。
今回は「平成24年3月29日付け情郵審で公告された省令案において、意見を申	
し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。以下、当社意見を申し述べま	
す。	
2. 意見	
第1種指定電気通信設備との網間信号接続に関する要件について、省令案のとおり	
第1種指定電気通信設備との網間信号接続を「直接」または「他の電気通信事業者の	
網を介して」と改正することに賛同します。本改正によって、新規参入事業者や立ち	
上がり期の事業者にとってサービス展開を早期に実現できることや、ネットワークの	
接続に係るコストの低減化が利用者料金の低廉化などにつながるといったメリットが	
あると考えます。	
また、第 1 種指定電気通信設備との間接接続を行う電気通信事業者の要件として、	
「事業用電気通信設備の自己確認」を挙げていますが、通話品質等を確保するうえで	
は妥当な措置であると考えます。	
(イー・アクセス)	